

札幌市介護サービス事業所等 新型コロナウイルス感染症 対策ガイド

新型コロナウイルス感染症対策においては、感染が確認されている時だけではなく日ごろから感染予防を徹底することが極めて重要です。

この対策ガイドでは『とくに』必要な感染症対策をまとめています。

感染症対策を徹底し、施設や事業所内でも実施できているか必ず確認しましょう！！



札幌市介護保険課

勤務前・勤務中「1+7のポイント」

●職員は出勤前に必ず検温を！

発熱が認められる、または疑わしい症状（4ページ参照）があるときは、出勤を取りやめましょう。継続的に健康状態を確認し、いつどこで誰と会ったかなどの記録を残すようにしましょう。

体調不良時には休む必要があることを、事業所全体での共通理解としましょう。

1 マスクを着用しましょう！



職員、利用者だけではなく、業者等の出入りにあたっても、ウイルスを持ち込ませないために、**マスク着用**をお願いしましょう。

2 手洗い、手指消毒を徹底しましょう！

●ケアの開始時と終了時は必ず石けんと流水による手洗いまたは、消毒用エタノール（60%以上）による**手指消毒を実施**しましょう。

●**タオルは共有しない**ようにしましょう。



3 職員、利用者の健康観察を行いましょう！

職員と利用者の**健康観察**（体温、体調）を**しっかり行い、記録を残し**ましょう。

【記録の参考様式は札幌市HPに掲載】

http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/shingata_corona.html



7 定期的な換気を行いましょ！

1 時間に 1～2 回程度、
1 回 5～10 分程度は換気
を行いましょ。



6 共有設備は消毒しましょ！



ドアノブ、手すりや更衣室・休憩室等の共有
設備については必要に応じ次亜塩素酸ナトリウ
ム液（0.05%以上）で消毒を行いましょ。

※マスクを外して利用する場所（休憩室等）は、利用者が変わ
る度に消毒するよう徹底しましょ。

5 人の接触、移動は最低限にしましょ！

- 面会の制限、業者の入室の制限等を行い、人から人への感染拡大防
止に努めましょ。
- 高齢者施設が複合している場合は、集団感染のリスク軽減のため、
可能な限り職員配置を分けましょ。
- 居宅サービス事業所等から外部のサービスを利用する利用者を通じ
ての感染拡大防止を図るために事業所間の情報連携を図りましょ。

4 3密を避けて、人との距離や空間を保ちましょ！

食事やリハビリ等において、人と人の距離を 2m
以上空ける、時間をずらす、対面を避けるなどによ
り集団となることをできるだけ避けましょ。

新型コロナウイルス感染症が疑われた時は

●速やかな対応を行いましょう！

●感染が疑われる場合は、速やかに施設長・管理者等への報告による**情報共有**を図りましょう。

情報共有



●職員の場合は、勤務中であっても勤務中止する等、**感染拡大防止のための判断を早急**に行いましょう。また、従事職員の**応援体制を日頃から確認**しておきましょう。

●継続可能なサービスについて検討しましょう！

●継続必要なサービスについて検討の上、利用者の生活に必要なサービスは、**十分な感染防止対策**（訪問時間を可能な限り短くするための工夫、サービス提供前後における手洗い、サージカルマスク・エプロン（不織布）の着用、必要時の使い捨て手袋の着用、咳エチケットの徹底等）を取ったうえで提供しましょう。

●入所施設では、施設内で療養する場合に備え、施設内の生活空間等の**区分け**（いわゆるゾーニング）や**必要な物品**の確保について検討しましょう。また、**医療スタッフの体制、施設職員（介護職員・事務職員等）の確保策**についても、併せて検討しましょう。

● 疑わしい症状があった場合はすぐに相談しましょう！

下記の症状がある場合は、**すぐに相談**しましょう。

- ① 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、発熱等の症状のいずれかがある場合
- ② 重症化しやすい方（高齢者、基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ③ 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合等

【症状がある際の相談先】

24時間（年中無休）

「帰国者・接触者相談センター」

（「#7119」または「011-272-7119」）

●基礎疾患等があって症状に変化があった場合、まずは、かかりつけ医等に電話でご相談しましょう。

●利用者や職員に発熱や咳等の症状がみられる、症状のある方が増加する等の**変化に注意**しましょう。

【その他、コロナウイルスに関わる相談先】

「札幌市新型コロナウイルス一般電話相談窓口」

（「011-632-4567」）

毎日（9～21時）

新型コロナウイルス感染症が発生した時は

●消毒・清掃等を行いましょう！

感染者の行動履歴を確認し、共有スペースや手指の触れる箇所等、接触した可能性のある場所については、**消毒・清掃**を行ってください。



●積極的疫学調査に協力しましよう！

保健所の指示に従うとともに、**濃厚接触者の特定**に協力しましよう。

法人内で速やかな**情報共有**に努めるとともに、札幌市保健福祉局介護保険課（事業指導担当）に対しても状況報告を行いましよう。

（電話 011-211-2972）

※職員又は利用者がPCR検査を受けることになった場合は、事前にこの旨も介護保険課（事業指導担当）にご連絡願います。



●ごみの捨て方に気を付けましょう！

鼻水や唾液がついたマスクやティッシュ等を含むごみは、ビニール袋に入れて口をしっかりと縛りましょう。



万が一、ごみが袋の外側に触れた場合は、消毒するか袋を二重にしましょう。ごみを触るときは、手袋・マスクをし、捨てた後は**必ず手洗い**をしましょう。

●ごみの扱い（新型コロナウイルス感染者が施設内で発生した場合）



新型コロナウイルスに感染した方が施設内で発生し、入院までに時間を要する場合などのごみの捨て方については、札幌市環境局事業廃棄物課にご相談ください。

（電話 011-211-2927）

令和2年6月 札幌市介護保険課（事業指導担当）作成